

計画事業番号	00521	事務事業名	小規模事業指導推進事業	担当部署	経済部商工業振興課	電話	4612
--------	-------	-------	-------------	------	-----------	----	------

## 【基本情報】

事務区分	■自治事務 □法定受託事務		根拠法令等	北広島市小規模事業指導推進費補助金交付要綱(北海道小規模指導推進費補助金、商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)			
事務事業開始年度	昭和44年		個別計画等	北広島市商工業振興基本計画(H23～)			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

## 【事業概要】

1 総合計画体系	(第4章)	活気ある産業のまち
	(第3節)	商業の振興
	(施策2)	商業経営の安定
2 対象	北広島商工会	
3 目的と内容	小規模事業者の経営安定化を促進し、中小企業を支援するため、小規模事業者に対する経営指導及び経営改善の業務指導を行う北広島商工会に対して支援する。	
4 実施内容(手段)	28年度まで	北広島商工会に小規模事業指導推進費として、補助金を交付する。
	29年度	昨年度と同様に、北広島商工会に小規模事業指導推進費として、補助金を交付する。

## 【事業の計画・実績】

平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	実績	計画	計画	計画
小規模事業者の経営安定化を図るため商工会に補助金を交付する。	北広島商工会に対して、小規模事業指導推進費補助金27,302千円を交付し、小規模事業者の経営安定化促進、中小企業の支援に寄与した。	小規模事業者の経営安定化を図るため商工会に補助金を交付する。	小規模事業者の経営安定化を図るため商工会に補助金を交付する。	小規模事業者の経営安定化を図るため商工会に補助金を交付する。

総合判定		平成30年度に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。	
1次評価	現状継続	現状継続とする。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

「拡大」  
「現状継続」  
「要検討」  
「見直し」  
「統合」  
「休止・廃止」  
「終了」

【事業費の推移】

(単位:千円)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
決算額、当初予算額又は推進計画額		27,302		28,601		28,154		28,154		
事業額	直接事業費	国支出金								
		道支出金								
		地方債								
		その他特財								
		一般財源	27,302		28,601		28,154		28,154	
	① 合計	27,302		28,601		28,154		28,154		
人件費 (左側:一般、 右側:再任用)	② 人数(年間)	0.15	0.00	0.15	0.00	0.15	0.00	0.15	0.00	
	③ 1人当り年間平均人件費	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	
	④ =②×③	1,260	0	1,260	0	1,260	0	1,260	0	
総事業費①+④		28,562		29,861		29,414		29,414		

【評価指標】

指標名		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	①巡回相談件数	件	800	800	800	800
			実績値 639			
	②窓口相談件数	件	1,300	1,300	1,300	1,300
			実績値 1,362			
成果指標	③					
	④					
	① 商工会会員数	名	-			
	【指標の定義(算式等)】		747			
	②					
	【指標の定義(算式等)】					
	③					
	【指標の定義(算式等)】					

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	商工会は、その専門性を以て小規模事業者の経営に関する諸問題に対応し、経営の安定並びに商工業の振興に寄与するためには、行政としての補助は必要である。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	2	活動指標からみて商工会の活動は、小規模事業者に対し充分機能していると考えられる。また経営改善等の指導を行うことができることから、成果は高い。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	小規模事業者に対して直接的な指導を実施する公益団体として、巡回相談、窓口相談等の経営改善普及事業を実施することで商工業の発展に効果を上げている。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	商工会への人件費補助であることから、コスト削減は難しい。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】

法律の義務付けあり

法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】  
(事業担当部局が評価)

民間等での実施または市民等との協働が可能である。

民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。

## 付 表

## 補助金・交付金 交付先団体等の状況説明書

計画事業番号 521

&lt;継続用&gt;

## 【交付先団体等の概要】

補助金・交付金名	小規模事業指導推進事業補助金		
交付先の名称 及び代表者名	北広島商工会 会長 藤山 康雄	設立年	昭和44年
構成員(団体)数	747 (商工業者会員685、賛助会員43、定款会員19) (29年3月末現在)		
交付先団体等の 活動目的	商工業の総合的な改善発達を図り、経営改善普及事業の実施と併せて社会の福祉増進に寄与することを目的とする。		
交付先団体等の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工業者の金融、信用保証の相談、斡旋</li> <li>● 経営、技術の改善、税務、経理、労務、社会相談等の相談</li> <li>● 各種講習会、講演会の開催</li> <li>● 商工業に関する調査研究</li> <li>● 国及び道からの指定事業の実施</li> <li>● 空き店舗利用促進事業</li> <li>● 地域振興事業</li> </ul>		
事務局の状況 (28年度)	<input checked="" type="checkbox"/> 補助団体にある <input type="checkbox"/> 市役所にある		
補助金等の充当 状況 (28年度)	<input type="checkbox"/> 運営費のみに充当 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費のみに充当 <input type="checkbox"/> 運営費・事業費の双方に充当		

## 【交付先団体等の決算・予算の状況】

(単位：千円)

	区 分	27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	備 考
収 入	本市補助・交付金の額 (A)	30,617	32,129	31,526	27年度 (決算) (小規模) 26,265 (空き店舗) 2,652 (地域振興) 1,700 28年度 (決算) (小規模) 27,783 (空き店舗) 2,846 (地域にぎわい応援) 1,500 29年度 (予算) (小規模) 28,601 (空き店舗) 1,476 (地域にぎわい応援) 1,500
	国・道補助金	22,842	26,865	24,980	
	会費	15,163	15,357	15,420	
	諸収入	3,618	3,268	4,974	
	手数料・使用料・受託料	16,238	16,599	15,930	
	繰越金	6,430	5,634	6,670	
	収 入 合 計 (B)	94,908	99,852	99,500	
支 出	経営改善普及事業職員設置費	28,766	29,680	30,335	
	経営改善普及事業費	23,598	27,155	26,902	
	地域振興事業費	19,128	18,404	18,160	
	管理費	15,258	15,794	20,671	
	予備費	0	0	1,732	
	繰入引当金	2,523	2,149	1,700	
	支 出 合 計 (C)	89,273	93,182	99,500	
繰越金	収入 (B) - 支出 (C)	5,635	6,670	0	
全体支出に対する本市 補助・交付金の割合 (A)÷(C)		34 %	34 %	32 %	
補助・交付金の対象経費 (項目)		経営改善普及事業職員設置費、経営改善普及事業費	経営改善普及事業職員設置費、経営改善普及事業費	経営改善普及事業職員設置費、経営改善普及事業費	
補助・交付金の対象経費 (金額) (D)		52,364	54,160	54,784	A' 小規模補助金
対象経費に対する補助 または 交付金の割合 (A)÷(D)		50 %	51 %	52 %	
補助・交付金の算出根拠		北海道小規模事業指導推進費補助金交付要綱による補助金を超える額の100分の100			